

土地収用法第42条第1項の規定により、京都府収用委員会から同法第40条第1項の規定により裁決申請書及びその添付書類の写しの送付があったので、同法第42条第2項の規定により公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失の補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、縦覧期間中に同法第43条の規定により京都府収用委員会（京都府庁内）に意見書を提出することができます。

令和3年2月18日

京都市伏見区長 山本 ひとみ

1 収用しようとする土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地目（登記上）
京都市伏見区桃山町伊庭	48番4	田
	49番	雑種地
	50番4	畑

2 縦覧場所 京都市伏見区役所 地域力推進室

3 縦覧期間 公告の日から令和3年3月4日まで

（伏見区役所地域力推進室）